

担当	滋賀労働局労働基準部
	監督課長 嶋田 憲嗣 地方労働基準監察監督官 吉村 賢一 専門監督官 倉橋 隆成 (電話) 077-522-6649

トラック運送事業者に労働基準法などの違反を是正勧告しました ～平成28年度上半期のトラック運送事業者に対する監督指導結果～

滋賀労働局（局長 大山 剛二）は、近畿ブロックの他の労働局（京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）と連携し、秋の交通安全運動期間に合わせて9月を取組強化月間と位置付け、トラック運送事業者に対して集中的に監督指導を実施しました。また、平成28年度上半期に実施したこれらの監督指導の結果をとりまとめましたので、お知らせします。

これは、平成28年4月から9月までに、滋賀県内の労働基準監督署が、長時間労働による過労運転防止のための法定労働条件の履行・確保や改善基準告示（※）の遵守等を目的に、労働基準法などの違反が疑われるトラック運送事業者に対し実施したものです。

また、滋賀労働局では、監督指導に加え、労働時間管理適正化指導員を配置し、長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止についての指導、助言等を行うなど、様々な取組を通じて、働く方の勤務環境の改善に努めています。

※ 別添参照「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）

【平成28年上半期のトラック運送事業者に対する監督指導結果の概要】

- (1) 監督指導の実施事業場：**42 事業場**
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、下記の法令違反等があり、是正勧告書を交付した事業場]
- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| ① 労働基準関係法令違反 | 30 事業場 (71.4%) |
| ・ 違法な時間外労働があったもの： | 16 事業場 (38.1%) |
| ・ 賃金不払残業があったもの： | 10 事業場 (23.8%) |
| ・ 医師等から健康診断結果の意見を聴いていなかったもの： | 10 事業場 (23.8%) |
| ・ 賃金台帳を適切に調製していなかったもの： | 8 事業場 (19.0%) |
| ② 改善基準告示違反 | 18 事業場 (42.9%) |
| ・ 最大拘束時間を守っていなかったもの ^{※1} ： | 15 事業場 (35.7%) |
| ・ 総拘束時間を守っていなかったもの ^{※2} ： | 11 事業場 (26.2%) |
| ・ 休息期間を守っていなかったもの ^{※3} ： | 11 事業場 (26.2%) |
| ・ 連続運転時間を守っていなかったもの ^{※4} ： | 7 事業場 (16.7%) |

※1 1日の拘束時間（労働時間と休憩時間の合計）の限度を超えているもの。

※2 1か月の拘束時間の限度を超えているもの。

※3 1日の勤務終了後、休息期間を継続8時間以上与えていないもの。

※4 運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上運転の中断時間を確保していないもの。

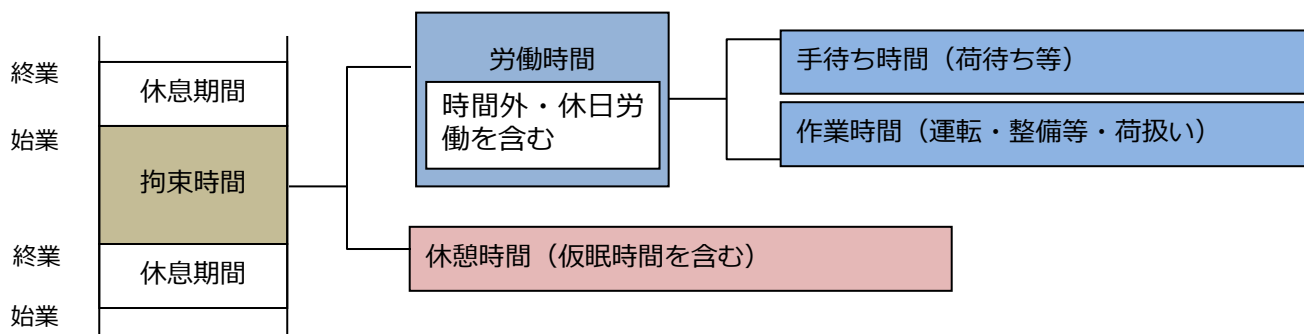
【資料】

- 別添 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
別紙 平成 28 年度上半期のトラック運送事業者に対する監督指導結果
参考資料 1 荷主団体へトラック運送業務での「過労運転・労働災害」防止の協力要請
参考資料 2 労働基準監督官の仕事
参考資料 3 労働条件相談ほっとライン
参考資料 4 労働条件を確かめてみませんか？

【相談窓口】

相談の仕方	窓口	連絡先	備考
行政機関に 相談したい	労働基準監督署 総合労働相談コーナー	大津労働基準監督署：077-522-6641 彦根労働基準監督署：0749-22-0654 東近江労働基準監督署：0748-22-0394 滋賀労働局：077-523-1190(マタハラ・セクハラ) 077-522-6648(その他)	総合労働相談コーナ ーは労働基準監督署 や労働局の中にあり ます
夜間・休日に 相談したい	労働条件相談 ほっとライン	はい！ ろうどう 0120-811-610	月・火・木・金 17:00～22:00 土・日 10:00～17:00 (12/29～1/3 除く。)
メールで情報 提供したい	労働基準関係 情報メール窓口	http://www.mhlw.go.jp/stf/ seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/ roudoukijun/mail_madoguchi.html	

区分	主な内容
総拘束時間	1か月 293時間以内 (労使協定を締結した場合には、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲で1か月320時間まで延長可)
最大拘束時間	1日 原則13時間以内 延長する場合でも 最大16時間以内（15時間超えは1週2回まで）
休息期間	1日の休息期間は、継続8時間以上 (運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように)
最大運転時間	1日の運転時間は、2日平均で9時間以内 1週間の運転時間は、2週間毎の平均で44時間以内
連続運転時間	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確保 (分割する場合は1回につき10分以上の休憩で合計30分以上)
特例	<p>①分割休息期間 業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間（原則として2週間から4週間程度）における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間経過直後に分割付与可。 この場合、分割された休息期間は1日において1回当たり継続4時間以上合計10時間以上。</p> <p>②2人乗務 1日の最大拘束時間を20時間まで延長可。休息期間を4時間に短縮可（ただし、車輦内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限り）。</p> <p>③隔日勤務の特例 業務の必要上やむを得ない場合には、隔日勤務をさせることが可能。この場合2暦日における拘束時間が21時間を超えず、勤務終了後継続20時間以上の休息期間を与えること。</p> <p>④フェリー乗船 トラック運転者のフェリー乗船時間は原則として休息期間として取り扱います。</p>



拘束時間：始業時刻から終業時刻までの時間。運転時間、荷役作業時間、手待ち時間及び休憩時間を合計した時間。

休息期間：終業後、次の勤務までの時間。睡眠時間を含む生活時間となり、労働者にとって全く自由な時間となる。

平成 28 年度上半期のトラック運送事業者に対する監督指導結果

1 監督指導の状況

○ 管内の労働基準監督署（大津・彦根・東近江）が、平成 28 年度上半期にトラック運送事業者 42 事業場に対して監督指導を実施したところ、30 事業場で労働基準関係法令（※1）違反が認められ（違反率 71.4%）、また、18 事業場で改善基準告示（※2）違反が認められた（違反率 42.9%）ことから、その是正・改善を求めて指導した。

※1 労働基準法、労働安全衛生法のほか、最低賃金法、じん肺法など。

※2 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）

○ なお、平成 27 年度においては、トラック運送事業者 42 事業場に対して監督指導を実施し、36 事業場で労働基準関係法令違反が認められ（違反率 85.7%）、また、30 事業場で改善基準告示違反が認められた（違反率 71.4%）。

2 主な法令違反・改善基準違反の状況

○ 管内の労働基準監督署が、平成 28 年度上半期に 42 事業場に対して実施した定期監督等において、是正を求めて指導した主な法令違反は、違法な時間外労働があったもの 16 件（38.1%）、賃金不払残業があったもの 10 件（23.8%）、医師等から健康診断結果の意見を聴いていないもの 10 件（23.8%）、賃金台帳を適切に調製していなかったもの 8 件（19.0%）であった。また、改善を求めて指導した主な改善基準違反は、最大拘束時間を守っていなかったもの 15 件（35.7%）、総拘束時間を守っていなかったもの 11 件（26.2%）、休息期間を守っていなかったもの 11 件（26.2%）、連続運転時間を守っていなかったもの 7 件（16.7%）であった。

表 1 主な法令・改善基準違反の状況

		平成 27 年度	平成 28 年度上半期
定期監督等実施事業場数		42	42
同法令違反事業場数【違反率】		36【85.7%】	30【71.4%】
同改善基準告示違反【違反率】		30【71.4%】	18【42.9%】
主 な 法 令 違 反	①適切な労働条件の明示がなかったもの	10【23.8%】	5【11.9%】
	②違法な時間外労働があったもの	19【45.2%】	16【38.1%】
	③賃金不払残業があったもの	8【19.0%】	10【23.8%】
	④就業規則の作成・届出がなかったもの	7【16.7%】	5【11.9%】
	⑤賃金台帳が適切に調製していなかったもの	16【38.1%】	8【19.0%】
	⑥医師等から健康診断結果の意見を聴いていなかったもの	8【19.0%】	10【23.8%】
改 善 基 準 違 反	⑦総拘束時間を守っていなかったもの	19【45.2%】	11【26.2%】
	⑧最大拘束時間を守っていなかったもの	25【59.5%】	15【35.7%】
	⑨休息期間を守っていなかったもの	20【47.6%】	11【26.2%】
	⑩最大運転時間を守っていなかったもの	11【26.2%】	5【11.9%】
	⑪連続運転時間を守っていなかったもの	10【23.8%】	7【16.7%】
	⑫休日労働を守っていなかったもの	3【7.1%】	1【2.4%】

(注1)【 】内は、定期監督等実施事業場数に対する割合。

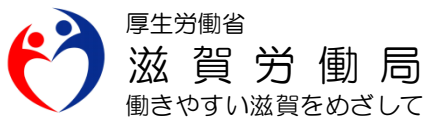
(注2) ①は労働基準法第15条、②は同法第32・40条、③は同法第37条、④は同法第89条、⑤は同法第108条、⑥は労働安全衛生法第66条の4に係る法令違反が認められたもの。⑦は1か月の拘束時間（労働時間と休憩時間の合計）の限度を超えていたもの、⑧は1日の拘束時間の限度を超えていたもの、⑨は1日の勤務終了後、休息期間を継続8時間以上与えていなかったもの、⑩は1日あるいは週の運転時間の限度を超えていたもの、⑪は運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上運転の中断時間を確保していなかったもの、⑫は法定休日労働を2週に1回超えて行わせていたもの。

3 その他

- 滋賀労働局では、監督指導に加え、**労働時間管理適正化指導員**を配置し、**長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止**についての相談対応のほか、**事業場を訪問して指導、助言等**を行っている。

平成28年度上半期では、トラック運送事業者を中心に14事業場を訪問している（平成27年度は47件）。

- また、過労運転の防止等のためには、トラック運送事業者の取組に加え、荷主の理解と協力が不可欠であるため、本年10月27日に**滋賀労働局を始めとする近畿6労働局と近畿運輸局がトラック運送業務を発注する荷主団体へ、発注条件の配慮などについて、近畿圏223の荷主団体（滋賀県内は14団体）へ一斉に協力要請を行った。**



資 料 提 供
滋 賀 労 働 局 発 表 平 成 2 8 年 1 0 月 2 7 日

担 当	滋賀労働局労働基準部
	【過労運転防止関係】
	監 督 課 長 嶋田 憲嗣 専 門 監 督 官 倉橋 隆成
	【労働災害防止関係】
	健 康 安 全 課 長 山口 久雄 主 任 衛 生 専 門 官 澤 源二 (電話) 077-522-6649

荷主団体へトラック運送業務での「過労運転・労働災害」防止の協力要請 ～近畿6労働局と近畿運輸局が共同で実施～

滋賀労働局（局長 大山 剛二）をはじめとする近畿6労働局と近畿運輸局（局長 天谷直昭）は、トラック運送事業（貨物自動車運送事業）での、長時間労働などによる過労運転の防止と荷役作業で多く発生している労働災害の防止を図るため、トラック運送業務を発注する荷主団体へ協力要請を行いました。この協力要請は、トラック運送事業者への発注条件などの配慮について、近畿圏の223の荷主団体へ一斉に行ったものです。滋賀県内では、一般社団法人滋賀経済産業協会をはじめとして14団体へ行いました。

なお、本取組は平成18年度から行っていますが、昨年度からはこれに加え「トラック輸送における取引環境・労働時間改善滋賀県地方協議会」で、学識経験者・荷主・トラック運送事業者・行政機関などの関係者が一体となり、トラック運送業における長時間労働の抑制を実現するなどのための具体的環境整備を図っています。

【要請のポイント】

過労運転の防止と労働災害の防止のためには、トラック運送事業者の取組に加え、荷主の理解と協力が不可欠。このため、荷主団体へ以下の事項に係る要請を実施。

【トラック運転者の過労運転防止】

- ① 発注条件をあらかじめ明確にするとともに、急な条件変更がないようにすること。
- ② トラック運転者の休憩時間・運行経路の渋滞等を考慮した到着時間を設定すること。また、遅延が見込まれる場合、時間の再設定・ルート変更など柔軟に対応すること。
- ③ 手待ち時間を短縮できるよう、荷受け・積卸しの時間帯を設定すること等。
- ④ トラック運送事業者の選定に当たり、法令を遵守している事業者を前提とすること。
- ⑤ 輸送原価が反映された運賃額・燃料上昇分を転嫁するため燃料サーチャージ制の導入促進や契約条件等の書面化など、より良い信頼関係の中で契約を締結すること。

【労働災害防止】

- ① 荷役災害防止の担当者を指名しトラック運転者の作業の連絡調整・巡視を行うこと。
- ② プラットホーム・荷台での墜落・転落防止のための施設・設備を用意すること等。
- ③ 使用ルールの策定・掲示などを行いフォークリフトによる災害を防止すること。

【トラック運送事業者との適正取引】

- ① トラック運送事業者に労働時間等のルールが守れなくなる行為を強要すると、荷主名が公表される場合があることに留意すること。
- ② 買ったたきを始めた物流特殊指定に該当する行為は、公正取引委員会による排除措置命令や警告・注意等の対象となることに留意すること。

【協力要請を行った荷主団体】（要請文書の写しは別紙）

- ① 一般社団法人滋賀経済産業協会
- ② 滋賀経済同友会
- ③ 滋賀県中小企業団体中央会
- ④ 滋賀県商工会議所連合会
- ⑤ 滋賀県商工会連合会
- ⑥ 滋賀県商工団体連合会
- ⑦ 全国農業協同組合連合会滋賀県本部
- ⑧ 滋賀県森林組合連合会
- ⑨ 滋賀県砂利事業協同組合連合会
- ⑩ 一般社団法人滋賀県建設業協会
- ⑪ 滋賀県木材協会
- ⑫ 一般社団法人滋賀県骨材協会
- ⑬ 滋賀県砕石協同組合
- ⑭ 一般社団法人滋賀県電業協会

【トラック運転者の労働時間】

滋賀県内における運送業の平成27年の労働者1人当たりの平均年間実総労働時間は1,986時間と、前年（平成26年）の1,790時間から196時間増加しました。これは、全産業での労働者1人当たりの平均年間実総労働時間が前年から変化が見られない（平成27年、平成26年ともに1,776時間）中での増加であり、また、各業種の中でも建設業に次いで長い時間数となりました。

※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」事業所規模30人以上

【労働災害発生状況】（詳細は参考資料）

平成27年の滋賀県内におけるトラック運送業の労働災害（休業4日以上）は、140件発生していますが、その内訳は、荷役作業中の災害が80件（57.1%）を占め、交通事故11件（7.9%）を大きく上回っている状況です。

また、荷役作業中の労働災害としては、墜落・転落が32件（40.0%）で最も多く、墜落・転落災害の発生場所としては、22件（27.5%）が配送先（荷主等）で発生しています。

労働基準監督官の主な仕事

臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告・相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行います。

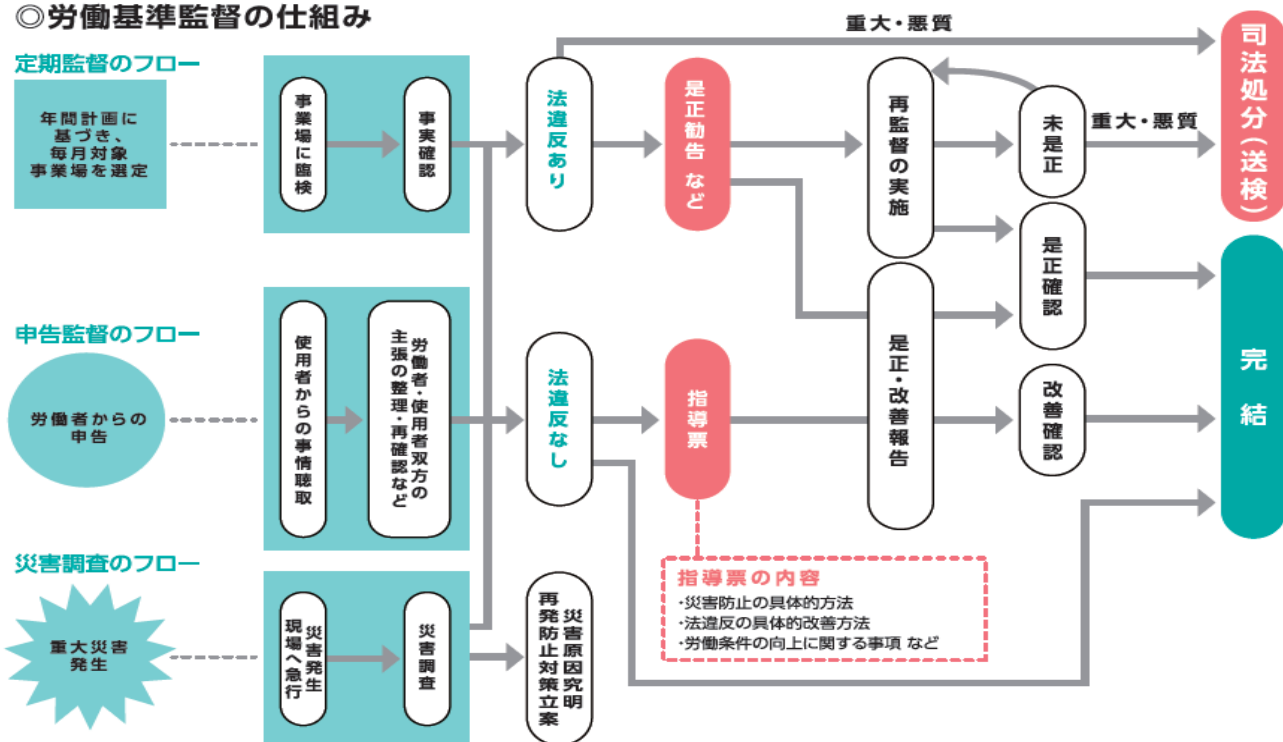
法律違反が認められた場合には事業主などに対し、その改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

司法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられています。

事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べなどの任意捜査や搜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

◎労働基準監督の仕組み



◎労働基準監督官の権限

- ◆適正な調査を行うため、予告なく事業場に立ち入ることとされています。

ILO第81号条約第12条第1項

「正当な証明書を所持する労働監督官は、次の権限を有する。

(a) 監督を受ける事業場に、昼夜いつでも、事由に且つ予告なしに立ち入ること。」

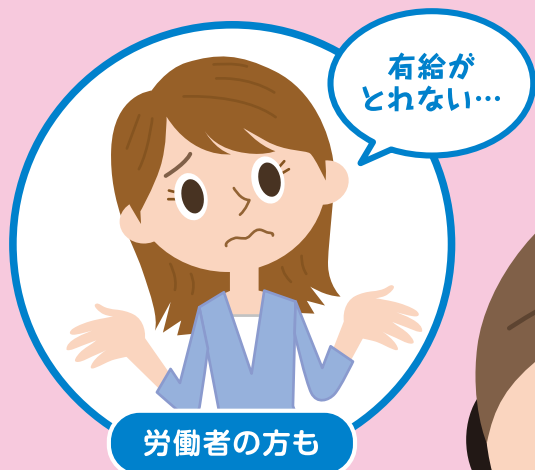
- ◆調査のため、事業場の帳簿書類を確認したり、従業員などに尋問したりすることができます。

労働基準法第101条第1項等

「労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。」

労働条件相談ほっとライン

労働条件でお悩みの方! お電話ください!!



はい! ろうどう



0120-811-610

夜間・土日[※]に無料でご相談をお受けしています。

相談時間

月・火・木・金：午後5時～午後10時 土・日：午前10時～午後5時
(12月29日～1月3日は除く) ※法令設備点検の実施等により相談受付を一時停止することがあります。

労働条件に関する問題解決の第一歩!

夜間・土・日に無料でご相談をお受けしています

労働条件に関する様々な「疑問」「悩み」 お電話でご相談ください

労働者の方

- ▶ 有給休暇を使いたいけど…?
- ▶ アルバイトでも残業代は払ってもらえるの?
- ▶ 労働条件について書面でもらうことはできないの?
- ▶ 忙しくて休憩時間が取れません!

事業主の方

- ▶ 就業規則はどうやって作ればいいのか?
- ▶ 正しく残業代の計算ができているかな?
- ▶ パートの産休ってどうすればいいのか?
- ▶ 労働条件通知書に書かなければいけない項目って?

厚生労働省委託事業

労働条件相談ほっとライン

は い ! ろ う ど う
☎ 0120-811-610

月・火・木・金：午後5時～午後10時
土・日：午前10時～午後5時
(12月29日～1月3日は除く)

※法令設備点検の実施等により相談受付を一時停止することがあります。



労働条件を 確かめてみませんか？

休日出勤ばかり。

労働条件
「たしかめよう！」

毎日残業。

労働条件
「たしかめよう！」



アルバイトの
労働条件を確かめよう！
キャラクター
〈たしかめたん〉

来週からアルバイト。

労働条件
「たしかめよう！」



確かめよう 労働条件 検索

さあ、検索！



労働条件を 確かめてみませんか？

このようなお悩みはありませんか

毎日残業しているのに残業代が少ない。計算方法は正しいの？



給料が一方的に引き下げられました。

労働条件を確かめてみよう！



有給を取りたいと言ったら、そんなものはないと断られた。



求人情報に書いてあったのと実際の労働条件が違う。



アルバイトを始める前に労働条件を確かめたい。

！ あなたの労働条件を専用サイトで、「たしかめよう！」

労働条件に関する疑問にお答えします。

Q & A >

労働基準などの基礎知識を得られます。

法令・制度のご紹介 >

労働条件に関するご相談はこちらの窓口でどうぞ

相談機関のご紹介 >

アルバイトの労働条件を確かめよう！

アルバイトをする前に知っておきたいポイント >

採用内定の取消、解雇、辞職など重要な裁判例を紹介します。

裁判例 >



確かめよう 労働条件 検索

